

**令和6年6月1日 採用予定
横浜市会計年度任用職員（女性福祉相談員）募集案内**

1 業務内容

保護を必要とする女性の早期発見・相談・助言・支援等及び女性の抱える様々な問題に対する面接・電話相談

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 募集人数

若干名

3 勤務条件

(1) 勤務開始日

令和6年6月1日から

(2) 勤務時間

午前9時30分～午後4時30分（1日実働：6時間 週30時間勤務）

(3) 勤務日

月～金曜日、ただし祝日、年末年始の休庁期間（12月29日～1月3日）を除く

(4) 勤務地

横浜市各区役所のこども家庭支援課又は横浜市DV相談支援センター

4 任用期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日

※勤務成績が良好な場合等、再度任用する場合があります。（最大4回）

※任用後1か月間は、条件付き採用となり、1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで、条件付き採用の期間が延長されます。

5 報酬

(1) 月額210,400円（令和6年度予定額）

(2) 交通費 実費支給（上限、月額55,000円まで）

(3) 賞与 年2回支給（6月、12月）

(4) 経験加算あり（2年日以降）

※ 退職手当の制度はありません。

※ 任用期間中に報酬額が変更となる可能性があります。

6 身分

横浜市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2）

※地方公務員法上の服務に関する規定は、会計年度任用職員にも適用されます。

(1) 職務上の義務

ア サービスの宣誓：地公法31条

職員は、任用された際にサービスの宣誓をしなければなりません。

イ 法律等及び上司の職務上の命令に従う義務：地公法32条

職員は、職務の遂行にあたって法令を遵守し、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。

ウ 職務に専念する義務：地公法35条

職員は、勤務時間中においては注意力のすべてを職務の遂行のためだけに用いなければなりません。ただし、一部「職免」が認められる場合があります。

(2) 身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止：地公法33条

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。これは職務とは関係のない職員の個人的な行為も対象となります。

イ 秘密を守る義務：地公法34条、60条

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。この守秘義務は、職員を退職した後も適用され、罰則の対象となります。

ウ 政治的行為の制限：地公法 36 条

職員は、全体の奉仕者として政治的にも公平中立でなければなりません。

エ 争議行為等の禁止：地公法 37 条

職員は、全体の奉仕者としての立場から勤労者としての権利も公共の利益との関係から一定の制限を受けています。ストライキや怠業（怠けて能率を落とすこと）その他争議行為が禁止されています。

(3) 営利企業等の従事制限：地公法 38 条に準拠

職務専念義務や、公正の確保、品位の保持の観点から、兼職内容を確認するため、事前に届け出を行う必要があります。

(4) 分限・懲戒：地公法 27, 28, 29 条

ア 分限処分

公務能率を維持するために、一定の事由のよって、会計年度任用職員がその職責を十分に果たせない場合に、「分限免職」又は「休職」の分限処分が行われる可能性があります。

イ 懲戒処分

地方公共団体における規律と公務追行の秩序を維持することを目的として、会計年度任用職員に、一定の法律違反、義務違反、非行のあった場合に行われる可能性があります。

懲戒処分には、「戒告」・「減給」・「停職」及び「免職」の 4 種類があります。

7 休暇

年次休暇等

8 社会保険

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 健康保険 | 横浜市共済組合に加入 |
| (2) 雇用保険 | 加入 |
| (3) 厚生年金保険 | 加入 <u>※年金受給中の方は年金支給額が減額になる場合あり</u> |
| (4) 職員厚生会 | 任意加入 <u>※途中加入不可</u> |

9 兼職

この職と別に職に就く場合は、「兼職届」の提出が必要です。

兼職を行う場合でも、女性福祉相談業務の職務に専念する義務があります。

10 応募要件

心身ともに健康で、相談等に対し適切に対応する応用力や判断力を有し、女性が抱える問題解決に熱意がある方で、次の (1) 及び (2) の要件を満たす方。

(1) 次のいずれか一つを充足すること

ア 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有すること。相談業務の経験があればなお良い。

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、心理学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業していること、または社会福祉主事任用資格を有すること。相談業務の経験があればなお良い。

ウ アまたはイに準ずる方であって、採用時において 1 年以上の福祉分野における実務経験、若しくは相談業務の経験を有していること

(2) パソコン基本操作（エクセル・ワードなどを使ったデータ入力、資料作成、電子メールの操作インターネットでの検索など）ができること

11 応募方法等

(1) 提出書類

- | | | | |
|---|---------|----------------------|---------------------|
| ア | 第 1 号様式 | 会計年度任用職員申込書（女性福祉相談員） | （写真 3 cm× 4 cm を貼付） |
| イ | 第 1 号様式 | 別紙 1（志望動機等） | |
| ウ | 第 1 号様式 | 別紙 2（事前課題） | |

- エ (ある方のみ) かながわ福祉人材センターからの紹介書類
※応募書類の返却はできませんので、御了承ください。いただいた個人情報も、採用選考においてのみ、使用させていただきます。
※現在、就職中の場合や役員の地位にある方は、必ず申込書に記載をお願いします。

(2) 提出期限

令和6年5月1日(水) 午後5時必着

郵送又は持参

受付時間：月～金(祝日を除く) 午前8時45分～午後5時

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎13階

横浜市役所 子ども青少年局こどもの権利擁護課 女性福祉相談員採用担当宛

※持参の場合も必ず封筒に提出先を記入してください。

12 採用選考について

(1) 第一次選考(書類選考)

書類選考で第一次選考の可否を判定し、合格された方のみ第二次選考を受けていただきます。

第一次選考の結果通知：**令和6年5月7日(火) 頃発送予定**

(お問い合わせにはお答えできません。可否にかかわらず結果通知を全員の方に郵送します。)

(2) 第二次選考(面接) ※詳細は一次試験に合格された方に文書を郵送します。

日時：**令和6年5月10日(金) 予定**

会場：横浜市庁舎

第二次選考の結果通知：**令和6年5月14日(火) 頃発送予定**

(お問い合わせにはお答えできません。可否にかかわらず結果通知を全員の方に郵送します。)

13 その他

令和6年度予算が横浜市の会において議決されることを停止条件とする案件です。